

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県立大府もちのき特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

愛知県立学校条例（昭和 39 年愛知県条例第 25 号）の一部改正に伴うもの。

### 2 改正内容

愛知県立大府もちのき特別支援学校の障害種別、部、学科、修業年限及び入学資格を次のように定める。

障害種別	知的障害		
部	小学部	中学部	高等部
学科			普通科
修業年限	6 年	3 年	3 年
入学資格			学校教育法第 5 7 条に規定する者

### 3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立大府特別支援学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立大府もちのき特別 支援学校	知的障害	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校(以下「学校」という。)の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

新

旧

別表(第一条関係)

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立大府特別支援学校の項まで 略					
愛知県立大府も ちのき特別支援 学校	知的 障害	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に 規定する者
愛知県立佐織特別支援学校の項以下 略					

略					
略					
略					